

住民監査請求における監査委員の勧告に基づき教育長が講じた措置について

1 ポイント

教育庁が国立市立小学校職員に支出した給与について、適正な手続をとらずに、超過勤務手当を支給したこと及び勤務時間内において職員団体活動を行った時間相当分の給与を支給したことに伴う都の損害額を確定し、その補てんのために必要な措置を講じることを勧告した。

勧告に対し、東京都教育長より、平成14年12月19日付けで、都が被った損害額を35,081円と確定し、平成14年12月10日に返納措置を講じた旨の通知があった。

2 請求の概要

- (1) 件 名 国立市立小学校職員にかかる給与の支給を違法・不当として必要な措置を求める件
- (2) 請 求 人 国立市 太 田 政 男
- (3) 請 求 の 受 付 平成14年 9月13日

3 監査委員の勧告

- (1) 内 容 適正な手続をとらずに、超過勤務手当を支給したこと及び勤務時間内において職員団体活動を行った時間相当分の給与を支給したことに伴う都の損害額を確定し、その補てんのために必要な措置を講じること。
- (2) 措 置 期 限 平成14年12月31日
- (3) 請求人への通知 平成14年11月 6日

4 教育長の講じた措置

- (1) 東京都が被った
損害額の補てん 35,081円
- (2) 措置年月日
(返納年月日) 平成14年12月10日

(参考)関係法令【地方自治法第242条第9項】

監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

連絡先 監査事務局総務課

電話 03-5320-7011

平成14年12月19日

東京都監査委員 殿

東京都教育委員会教育長

横山 洋吉

住民監査請求の勧告に基づき講じた措置について（通知）

平成14年11月7日付14監総第593号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第242条第9項に基づき、必要な措置を講じたので通知します。

記

1 措置の内容

適正な手続をとらずに超過勤務手当を支給したこと及び勤務時間内において職員団体活動を行った時間相当分の給与を支給したことについて、国立市教育委員会に対し、返納について報告を求めたところ回答があった。

これに基づき、東京都の被った損害額を確定し、その補てんのための必要な措置を講じた。

2 東京都が被った損害額の補てん額

35,081円

3 返納年月日

平成14年12月10日